

「現任介護職員が介護福祉士受験資格を取得するための養成の在り方に関する意見の要点と今後の検討の方向性について」（案）

今後の介護人材養成の在り方に関する検討会 中間まとめ

平成22年 月 日

## 目 次

1. はじめに～検討の背景 .....	1
2. 介護人材の養成の現状について～実務者の就業から介護福祉士資格取得 までのプロセスについて .....	2
(1) 介護福祉士受験資格取得方法について .....	2
(2) 600 時間課程について .....	2
(3) 訪問介護員研修及び介護職員基礎研修について .....	3
3. 現任介護職員が介護福祉士受験資格を取得するための養成の在り方に関 する意見の要点について .....	5
(1) 検討にあたっての調査の実施等 .....	5
(2) 介護福祉士資格取得までの養成の在り方について .....	5
(3) 研修の実施方法について .....	9
(4) 研修の受講支援策について .....	11
(5) その他 .....	12
4. 今後の検討の方向性について .....	13

## 1. はじめに～検討の背景

- 介護福祉士の資格取得方法については、その資質向上を図る観点から、平成 19 年に法改正を行い、すべての者について一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験する形に資格取得方法が一元化され、実務経験ルート（改正前は実務 3 年＋国家試験）については、6 月（600 時間）以上の課程を新たに義務付け、平成 24 年度より施行することとされたところ。
- しかしながら、これによる資質向上が期待される一方、現在の介護分野においては、離職率が高く、地域によっては人手不足が生じている等の課題があり、介護人材の量的な確保に向けた見直しが必要との意見がある。
- この「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」は本年 3 月 29 日に、社会・援護局長が招集する検討会（厚生労働大臣政務官の指示に基づき、社会・援護局及び老健局が共同で主催）として設置され、資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方について検討を行うとともに、介護職員全体のキャリアラダー構築に資するため、介護人材養成の今後の具体像も併せて検討を行うものである。
- これまでの 4 回の議論において、実務経験ルートにおける養成課程（600 時間課程）の在り方等について検討を行うとともに、検討に資するために介護職員研修等の実施状況にかかる調査等もあわせて実施したところ。
- この中間まとめは、実務経験ルートにおける養成課程等の在り方について、今後さらに議論を深める際の中間的な議論のまとめとして、検討会での意見、調査結果等を踏まえ、今後の見直しの方向性について、現段階での検討状況等を示すものである。
- なお、現在「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」において、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方、たんの吸引等の適切な実施のために必要な研修の在り方等について検討が行われているところである。
- 本検討会では、当該検討の方向性も踏まえつつ、年内に結論を得ることを目途に、介護職員全体のキャリアラダー構築に資するため、今後さらに介護人材養成の在り方について検討を進めることとしたい。

## 2. 介護人材の養成の現状について～実務者の就業から介護福祉士資格取得までのプロセスについて

### (1) 介護福祉士受験資格取得方法について

- 介護福祉士制度については、平成 19 年の社会福祉士及び介護福祉士法改正（以下「士士法改正」）において、多様な人材が介護福祉士となる途を広く開いておく観点から、従前からの養成施設ルート、福祉系高校ルート、実務経験ルートの 3 つの資格取得ルートを残しつつ、それぞれの教育水準を同等にし、資格全体のレベルアップを図るために、すべての者について一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験する形に資格取得方法が一元化され、平成 24 年度から施行することとされた。
- あわせて、教育内容の充実のために、養成施設ルート及び福祉系高校ルートの養成課程について、教育内容の見直しと時間数の拡充（2 年以上の養成課程において 1,650 時間から 1,800 時間に拡充）が行われ、平成 21 年度から新しい養成課程に基づく教育が行われている。
- 実務経験ルートについては、新たに 6 月以上の養成課程（以下「600 時間課程」）が創設されることとなり、平成 24 年度からの介護福祉士国家試験受験に際して、実務経験に加えて同養成課程の修了が義務付けられることとなった。
- 現在の介護福祉士資格取得者（平成 21 年 9 月末現在）約 81.1 万人のうち、養成施設ルートが約 25.5 万人（約 31.5%）、実務経験ルートが約 55.6 万人（約 68.5%）となっており、実務経験ルートによる取得がもっとも多くなっている。
- なお、講習を修了することにより実技試験を免除することができる介護技術講習会（32 時間以上）は、毎年 5 万人程度が受講している。

### (2) 600 時間課程について

- 士士法改正の検討過程においては、実務経験ルートについて、「即戦力として期待できるものの、制度面・理論面について十分な教育機会が欠けている」との議論があった。これは、施設・事業所によって、利用者の状態像に違いがあることや、指導者の指導方法や考え方にばらつきがあるため

に、それぞれの実務経験やそこで学べる知識・技術に違いがあることや、標準的な教育プロセスを経ていないためと考えられる。

- このような認識から、実務経験と専門的な技術や行為の裏付けとなる知識や理論等とを統合し、知識・技術の標準化を図ることにより、さまざまな状態像の利用者や介護場面に対し、専門的な知識・技術の根拠に裏付けられた介護が実施できるとともに、その根拠をもってチームケア、他職種との連携・協働、初任者への指導、利用者や家族への説明等を行うことができる介護福祉士を養成するために、600時間課程が創設された。
- 600時間課程は、1,800時間課程と同等の知識・技術に到達することを目的とするが、実務者であれば当然経験していることがらについて改めて教育することは不要であることや、実務経験があるために初学者よりも短時間で学習できることも想定されることから、1,800時間課程の教育内容・時間数を精選して編成された。
- 600時間課程及び介護職員基礎研修修了者に対する研修課程については、働きながら学ぶ者が多いと考えられることから、通信課程による実施ができることとしている。通信課程で実施する場合は、45時間の面接授業（いわゆるスクーリング）を行うこととしている。

### (3) 訪問介護員研修及び介護職員基礎研修について

#### (訪問介護員研修)

- 訪問介護員研修は、訪問介護員として就業する際の基礎的任用資格としての2級課程（130時間／以下「ホームヘルパー2級研修」）と、ホームヘルパー2級研修修了者を対象として主任訪問介護員としての知識・技術を習得させるための1級課程（230時間／以下「ホームヘルパー1級研修」）からなる。  
実施主体は、都道府県ないしは都道府県知事の指定した事業者である。
- ホームヘルパー2級研修は、制度上の訪問介護員の任用資格にとどまらず、その他サービスについても介護職員として就業しようとする際の導入的な研修や各施設・事業所における採用要件としても広く活用されている。
- ホームヘルパー2級課程の平成20年度の修了者は136,254人、平成3年度からの累計の修了者は2,841,458人（平成21年3月末現在）となっている。

る。

- ホームヘルパー 1 級研修は、介護職員基礎研修の創設にともない、平成 24 年 3 月に廃止される予定となっている。

#### (介護職員基礎研修)

- 介護職員基礎研修は、介護サービスの質を高める観点から、施設・在宅を問わず介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした共通の研修として、平成 18 年度に創設された。
- 研修内容は、ホームヘルパー 1 級研修とホームヘルパー 2 級研修を統合一元化し、充実強化したものとされ、500 時間以上の課程である。ホームヘルパー 2 級研修、1 級研修等のそれぞれの修了歴や実務経験年数に応じて、減免された時間数の課程が設けられている。  
都道府県ないしは都道府県知事の指定した事業者が実施主体となっている。
- 介護職員基礎研修の平成 20 年度の修了者は 4,067 人、平成 18 年からの累計の修了者は 6,453 人（平成 21 年 3 月末現在）となっている。

#### (600 時間課程と介護職員基礎研修等)

- 介護職員基礎研修修了者については、社会保障審議会福祉部会報告書(平成 18 年 12 月)において、介護職員基礎研修修了後、実務経験 2 年を経た者に対し、受験資格を付与すべきと提言されたが、その後、士士法改正に係る国会審議の付帯決議において、基礎研修ルート of 創設に当たっては、実務経験ルートとの間で教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮するよう求められ、引き続き検討を行うこととなっていた。